

議案第71号

伊丹市共同利用施設等条例の一部を改正する条例の制定
について

伊丹市共同利用施設等条例の一部を改正する条例を別記のとおり
制定する。

令和6年9月2日提出

伊丹市長 藤原保幸

理由

伊丹市いたみ交流センターを新設し、伊丹市共同利用施設西台セ
ンター、伊丹市共同利用施設くすのきセンター、伊丹市共同利用施
設あじさいセンター、伊丹市中央コミュニティセンター及び伊丹市
桜ヶ丘コミュニティセンターを廃止するため。

伊丹市共同利用施設等条例の一部を改正する条例（令和6年伊丹市条例第号）

伊丹市共同利用施設等条例（昭和46年伊丹市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「伊丹市神津交流センター」の右に「および伊丹市いたみ交流センター」を加え、同条第2項中「伊丹市神津交流センター」の右に「および伊丹市いたみ交流センター」を加え、同項ただし書中「ただし、」の右に「伊丹市神津交流センターの」を加える。

別表伊丹市共同利用施設西台センター、伊丹市共同利用施設くすのきセンター、伊丹市共同利用施設あじさいセンター、伊丹市中央コミュニティセンター及び伊丹市桜ヶ丘コミュニティセンターの項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|--------------|----------------|
| 伊丹市いたみ交流センター | 伊丹市中央1丁目2番1-1号 |
|--------------|----------------|

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。